

第2章 環境行政の取り組み

第1節 環境行政の概要

1 環境行政の推移

昭和31年3月		鯖江市廃棄物の処理および清掃に関する条例公布
36.	1	保健課発足（衛生係・保健係）（公害関係業務は庶務課）
43.	4	ステーション方式による可燃ごみ収集開始
45.	10	鯖江市公害対策協議会発足
46.	10	日野川水系水質監視測定開始
	11	二酸化鉛法による大気汚染測定開始（いおう酸化物）
	12	鯖江市公害対策審議会条例公布
47.	2	鯖江市公害対策審議会発足
	4	騒音規制法の規定に基づく地域の指定および規制基準の設定告示
	4	公害関係分析測定実験室使用開始
	8	大気汚染自動監視測定局（屋形局）設置、いおう酸化物等測定開始
	9	日野川（支流を含む）を清く美しくする会発足
	10	環境課発足（公害係・環境係）
48.	3	大気汚染自動監視測定局（御幸局）設置、いおう酸化物等測定開始
	4	「鯖江市の公害対策について」鯖江市公害対策審議会から基本答申受ける
49.	6	騒音規制法の規定に基づく地域の指定の一部改正告示
50.	4	鯖江市環境保全条例施行
	4	鯖江市環境保全対策審議会発足
	12	鯖江市環境保全条例施行規則施行
51.	4	機構改革により環境課を生活環境課と改称する（環境係・生活係）
	7	鯖江市光化学スモッグ予警報等連絡会設置要領を定める
53.	1	騒音に係る環境基準の地域の類型指定告示
	3	大気汚染自動監視測定局（屋形局）を定次町に移設し、鯖江東局として福井県大気汚染監視テレメータシステムに組み入れる
	3	振動規制法の規定に基づく地域の指定および規制基準の設定告示
	3	悪臭防止法に基づく規制地域の指定および規制基準の設定告示
53.	8	トリエタノールアミンろ紙法による大気汚染測定開始（窒素酸化物）
55.	3	騒音規制法の規定に基づく地域の指定の一部改正告示
57.	8	空き缶分別収集開始
	10	生ごみ処理容器設置事業補助金交付要綱施行（昭和59年度で廃止）
	10	大気汚染自動監視測定局および測定装置更新（御幸局）
58.	5	機構改革により保健課と生活環境課が統合して保健環境課と改称する（市民生活係・市民相談係・保健係・衛生係）
59.	4	あき地等の清潔保持に関する条例施行

昭和 60 年 3 月		騒音規制法・振動規制法の規定に基づく地域の指定一部改正告示。
	3	悪臭防止法に基づく規制地域の指定の一部改正告示。
	3	大気汚染自動監視測定装置更新。(鯖江東局)
	3	大気汚染自動監視測定用微風向風速計更新。(御幸局・鯖江東局)
62.	10	日本鉄道建設公団より「北陸新幹線環境影響評価報告書(案)」が公表される。
63.	11	浮遊粒子状物質濃度調査開始。
	11	河川底泥有害物質濃度調査開始。
平成元年	1	有機物質濃度調査開始。
	4	国立福井工業高等専門学校へ「丹南地区自然環境の化学的調査研究」委託。
	11	福井県による地下水汚染概況調査開始。
2.	3	騒音規制法・振動規制法および悪臭防止法の規定に基づく地域の指定の一部改正告示、ならびに悪臭防止法の規定に基づく規制基準の設定告示。
	4	酸性雨調査開始。
	6	福井県による地下水汚染概況調査で、豊地区にて評価基準を超えるトリクロロエチレンを検出。
3.	1	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき、指定地域となる。
	6	鯖江市ごみ問題懇話会発足
4.	3	大気汚染自動監視測定局(御幸局)を福井県大気汚染監視テレメータシステムに組み入れる。
	4	本格的なごみの分別収集開始(5 大区分 1 2 分別)ダストボックス製の廃止
	4	公共用水域水質調査地点の追加(神通川、論手川、赤川、石田川)
	6	福井県による地下水汚染概況調査で、神明地区にて評価基準を超えるトリクロロエチレンを検出。
5.	3	大気汚染自動監視装置更新。(御幸局)
	3	水質環境基準の一部改正(平成 5 年 4 月 1 日運用)。 環境基準健康項目 1 5 項目の追加、1 項目の削除 既設定 2 項目の基準強化 要監視項目 2 5 項目の設定
	4	鯖江市廃棄物の減量化資源化および適正処理等に関する条例公布。
	4	福井県による地下水汚染概況調査で、鯖江地区にて環境基準を超えるテトラクロロエチレンを検出。
	6	悪臭防止法の一部改正。(平成 6 年 4 月 1 日施行) 悪臭 1 0 物質の追加
	11	環境基本法制定 (平成 5 年法律第 9 1 号、平成 5 年 1 1 月 1 9 日交付・施行)
6.	2	水質汚濁防止法の一部改正(平成 6 年 2 月 1 日施行) 有害物質 1 3 項目の追加 既設定 2 項目の基準強化
6.	3	豊地区地下水汚染対策として、連続揚水開始。(上氏家町)

平成 6 年 4 月		悪臭防止法の一部改正。(平成 7 年 4 月 1 日施行) 排出水における規制基準の設定
11		神明地区地下水汚染対策として、クーリングタワーによる連続ばっ気処理開始。
7.	2	鯖江地区地下水汚染対策として、クーリングタワーによる連続ばっ気処理開始。
	3	騒音規制法・振動規制法および悪臭防止法の規定に基づく地域の指定の一部改正告示、ならびに悪臭防止法の規定に基づく規制基準の設定告示。(平成 7 年 4 月 1 日施行)
	4	機構改革により保健環境課を生活環境課と改称する。(衛生係・市民生活係・市民相談係)
	5	福井県による地下水汚染概況調査で、横越地区にて環境基準以内のテトラクロロエチレンを検出。
10		鯖江市による地下水汚染概況調査で、立待地区にて環境基準を超えるトリクロロエチレンを検出。
8.	3	福井県公害防止条例の全面改正(平成 9 年 3 月 20 日施行)
	5	大気汚染防止法の一部改正(平成 9 年 4 月 1 日施行) 有害大気汚染物質対策 建築物の解体現場等からのアスベストの飛散防止 事故時の措置について内容を充実 自動車排ガス規制の対象を拡大
	6	鯖江市による概況調査で、熊田地区において環境基準以内の 1, 2-ジクロロエタン、片上地区において環境基準以内の 1, 1, 1-トリクロロエタンを検出。
	6	福井県による地下水汚染概況調査で、立待地区、河和田地区において環境基準を超えるトリクロロエチレンを検出。
	6	水質汚濁防止法の一部改正(平成 9 年 4 月 1 日施行) 地下水の水質の浄化に係る命令等 油に係る事故時の措置について
9.	2	福井県公害防止条例施行規則の全面改正(平成 9 年 3 月 20 日施行)
	4	分別収集品目追加(5 大区分 15 分別) ペットボトル等を追加。
	5	福井県による地下水汚染概況調査で、中河地区にて環境基準以内のトリクロロエチレンを検出。
	8	水質試験室設置(GC-MS)
10		鯖江市環境基本条例・鯖江市環境審議会設置条例 施行
	1	鯖江市による地下水汚染概況調査で、尾花地区にて環境基準以内のトリクロロエチレンを検出。
	9.	11 市内生ごみリサイクル検討委員会設立
10.	3	大気自動監視測定御幸局移設(御幸第 1 公園へ)
	7	低公害車導入(ハイブリッド車)
	8	低公害車体験試乗事業の開始
11.	2	水質汚濁にかかる環境基準健康項目 3 項目の追加

平成 11 年 3 月	大気汚染自動監視装置更新。(鯖江東局)
3	立待地区地下水汚染対策として、連続揚水開始(杉本町、糺町)
4	機構改革により環境課と改称する(衛生グループ、地球環境グループ)
10	鯖江市役所 I S O 1 4 0 0 1 認証取得
12	生ごみ堆肥化モデル事業開始
12	河和田地区(上河内町)地下水汚染対策として、クーリングタワーによる連続 ばっ気処理開始
12.	3 鯖江市環境基本計画策定
3	水質試験室移転
4	I S O 推進室発足
4	「わが家の環境 I S O」認証制度創設
4	環境 I S O ネットワーク設立
6	環境まちづくり委員会の設立
6	環境 N P O ・ こどもエコクラブ活動補助制度創設
10	廃食用油車両燃料化事業開始(平成 1 4 年度で廃止)
12	地球温暖化防止活動実行部門環境庁長官表彰受賞
13.	2 環境会計導入事業所支援補助制度創設(平成 1 6 年度で廃止)
3	立待地区地下水汚染対策として、連続揚水開始(杉本町、糺町)
4	家電リサイクル法施行に伴う分別収集品目追加(6 大区分 1 6 分別)
4	住宅用太陽光発電設備導入補助制度創設
6	買い物袋持参運動モデル事業実施
7	水質汚濁防止法の有害物に 3 物質追加
10	環境市民大学、環境リーダー養成講座等の事業開始
12	鯖江市環境保全条例を改正し、鯖江市環境市民条例・公害防止条例制定
12	鯖江市環境会計公表
14.	3 鯖江市役所地球温暖化対策実行計画策定
3	鯖江市地域新エネルギービジョン策定
3	筋生田町地下水汚染対策として、連続揚水開始
4	鯖江市環境市民条例・鯖江市公害防止条例施行
11	アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体環境大臣表彰受賞
15.	1 「エコレーション S A B A E」制度創設
1	公害防止協定締結工場とのあいだに、新たに環境保全協定締結
2	「土壌汚染対策法」施行
3	環境報告書(「鯖江市の環境」改訂)作成
10	分別収集品目追加(6 大区分 1 8 分別) その他プラスチック製容器包装、蛍光灯の追加
12	機構改革により I S O 推進室が環境課へ統合(I S O グループ・環境衛生グループ)
12	機構改革により環境課環境政策室設置
16.	3 鯖江市バイオマス利用調査委員会 調査結果報告

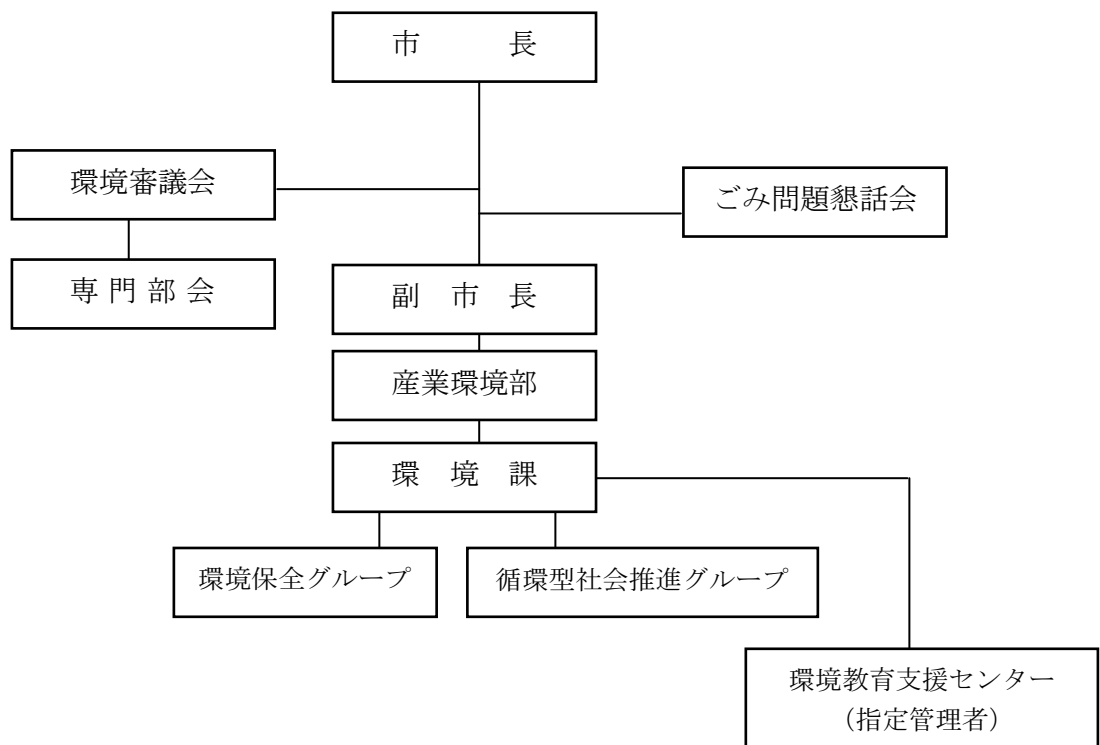
平成 16 年 11 月		機構改革により環境政策室が環境課へ統合（環境政策グループ・環境保全グループ・循環型社会推進グループ）
17.	4	鯖江市環境教育支援センター開設
	7	環境体験学習事業、環境井戸端会議事業開始
	8	親子地球環境塾事業、企業と市民の地球環境大作戦事業開始
	10	きらめきビオトープ整備開始（支援センター隣接の空農地利用）
	11	環境教育支援センターにて青年層を対象とした「エコメイト」を結成
18.	3	環境教育支援センターにて学校区単位の環境体験学習講座の受入開始
	8	環境まちづくり委員会 第 3 期メンバーが始動
	11	大気汚染自動測定局（御幸局）の機器更新
19.	4	可燃ごみの指定袋制完全実施（指定袋と従来袋との併用期間 平成 18 年 10 月～平成 19 年 3 月末まで）
	4	「環境デザイン大賞（H12.6 創設）」の名称を「環境まちづくり大賞」に変更
	6	鯖江市公害防止条例施行規則を一部改正（亜鉛含有量の排水基準強化）
20.	2	「桃源清水」と「三場坂清水」が、福井県の「ふくいのおいしい水」に認定
	4	エネルギーの使用の合理化に関する法律改正（平成 22 年 4 月施行）
	4	太陽熱利用温水器設置補助制度創設
	4	環境教育支援センターの指定管理者制度導入
21.	4	金谷川と河和田川の流域の一部を環境保全区域に指定
	4	住宅用太陽光発電システム設置補助制度創設
	4	土壌汚染対策法の一部改正（平成 22 年 4 月 施行）
22.	1	大気汚染自動測定局（鯖江東局）の機器更新
	3	鯖江市環境基本計画（改訂版）策定（平成 22 年 4 月運用）
	8	「榎清水」が、福井県の「ふくいのおいしい水」に認定
	9	鯖江市環境市民条例の一部改正（平成 22 年 12 月施行）
	9	鯖江市環境市民条例施行規則の一部改正（平成 22 年 12 月施行）
23.	8	地域主権戦略大綱に基づく第 2 次一括法の施行により、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法が一部改正（平成 24 年 4 月施行）

2 環境行政機構

平成11年度機構改革により発足した環境課は、平成16年度に環境政策グループ・環境保全グループ・循環型社会推進グループの3グループで再構成され、平成17年度からは環境政策グループが環境教育支援センターへ移り、総合的・計画的な環境行政を推進してきた。

平成20年4月からは、NPO法人エコプラザさばえを指定管理者として指定し、この指定管理者が中心となりセンターを管理運営し、市や市民団体との協働で環境教育事業を行うこととなった。

(1) 機構図



(2) 事務分掌

環境課

環境保全グループ

- ア. 環境審議会に関すること
- イ. 環境法令に関すること
- ウ. 環境保全協定に関すること
- エ. 環境保全対策の調査研究、他の機関との連絡調整に関すること
- オ. 公害法令に基づく届出の処理に関すること
- カ. 公害苦情の処理に関すること
- キ. 公害発生源の立入調査、指導に関すること
- ク. 公害の監視測定に関すること
- ケ. 空地等の清潔保持に関すること
- コ. 自然保護に関すること

サ. 日野川（支流を含む）を清く美しくする会に関する事

循環型社会推進グループ

- ア. 環境基本計画の推進に関する事
- イ. ごみ問題懇話会に関する事
- ウ. 鯖江広域衛生施設組合に関する事
- エ. 廃棄物の収集、管理および改善に関する事
- オ. リサイクルの運動および処理に関する事
- カ. 生活環境整備に関する事
- キ. し尿処理に関する事
- ク. 環境パトロールに関する事
- ケ. 道路および河川の環境清潔保持に関する事
- コ. 環境教育に関する事
- サ. 環境保全活動の支援に関する事
- シ. 省資源、省エネ・新エネルギーに関する事
- ス. 畜犬の登録および狂犬病予防等に関する事
- セ. 墓地および埋葬に関する事

3 鯖江市環境基本条例（平成9年9月29日 鯖江市条例第11号）

平成9年10月1日施行

（条例前文）

豊かな自然に恵まれたわたしたちのふるさと鯖江の環境は、祖先たちが王山古墳の昔から大切に守り育ててきたものである。

しかしながら、社会経済が急速に発展し、生活の利便性が高まる一方で、限りある資源やエネルギーが大量に消費されたために、地球全体の環境にまで大きな影響を及ぼすようになってきた。

良好な環境を享受する権利は、もとより市民に等しく与えられているものであるが、将来にわたって恵み豊かな環境を維持し、次の世代に引き継ぐためには、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識し、自然の生態系の保護に配慮しながら、環境の保全に努める必要がある。

わたしたちは、自らの積極的な行動により、地域の特性を生かした環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の形成を目標に豊かな自然に恵まれた環境を保全し、さらにより良い環境づくりをめざして、ここに、この条例を制定する。

第1章 総 則（第1条～第6条）

第2章 環境の保全に関する施策の策定に係る基本方針（第7条・第8条）

第3章 環境の保全に関する基本的施策（第9条～第13条）

第4章 環境の保全を推進するための施策（第14条～第19条）

（1）基本理念

- ① 環境からの恵沢の享受と継承。
- ② すべての者の行動による、持続的な発展が可能な社会の構築。
- ③ 地球環境保全の積極的推進。

(2) 各主体の責務

市民・事業者・市の責務を規定し、環境負荷の低減・保全のための活動を求める。

(3) 環境保全施策策定の基本方針

基本理念にのっとり、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進する。

- ① 市民の健康保護、生活環境保全、自然環境の適正保全のための大気・水・土壌等の良好な状態保持。
- ② 多様な自然環境の体系的保全、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存。
- ③ 身近な水や緑の形成、優れた景観等の保全、歴史的文化的資源の活用等による文化的な環境の形成等。
- ④ 廃棄物の減量、資源およびエネルギーの消費の抑制・循環利用等の促進。

(4) 環境保全に関する基本的施策

- ① 環境基本計画の策定
環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的計画を定める。
- ② 報告書の作成等
環境の状況等に関する報告書を毎年作成し、公表する。
- ③ 規制の措置
公害の防止、自然環境の保全、人の健康または生活環境の保全を図るために必要な規制の措置を構ずる。
- ④ 監視、調査体制の整備
環境の状況を把握し、環境保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制を整備。
- ⑤ 助言、助成等
環境へ負荷を与える活動等を行うものに対する技術的な助言、適正な助成等の実施。

(5) 環境保全を推進するための施策

- ① 環境影響評価の推進
土地の形状変更等を行う事業者が環境影響評価を行い、環境保全について適正な配慮を行うことの推進。
- ② 施設の整備その他の事業促進
環境保全上の支障防止事業、自然環境の適正整備・健全利用事業の推進等
- ③ 環境の保全に関する教育および学習の推進
環境保全に関する教育および学習の推進を図り、事業者・市民による環境保全に関する自発的活動を促進する。
- ④ 民間団体等の自主的活動の推進
民間団体等の自発的な環境美化活動、緑化活動、再資源化活動の促進。
- ⑤ 情報の提供
環境保全に関する情報の提供。
- ⑥ 地球環境保全の推進
市・事業者・市民がその活動等において、地球環境保全の向上に資するための指針を定め、その普及・啓発等の施策を推進する。

4 鯖江市環境市民条例・鯖江市公害防止条例

本市では、昭和50年に「鯖江市環境保全条例」を制定し、公害防止のための規制および地域環境阻害行為の制限等について規定し、公害の防止等に積極的に取り組んできた。また、昭和59年には「あき地等の清潔保持に関する条例」を制定し、宅地化されたあき地その他の空閑地に係る除草および清潔保持の指導に努めてきた。

しかしながら、近年、新たな都市・生活型公害と言われる身近で広がった環境問題や地球環境問題が発生してきており、当該条例だけでは十分な対応が望めなくなってきた。また、平成9年には、豊かで美しい環境を実現し将来の世代に継承していくこと、持続的発展が可能な社会を構築すること、および地球環境保全活動の推進を基本理念とした「鯖江市環境基本条例」を制定した。この基本条例に基づいて、平成12年3月に平成22年を目標とした『鯖江市環境基本計画』を策定し（平成22年3月改定）、環境基本計画の推進に取り組んでいる。このようなことから、本市の今後の環境保全行政に資するため、環境関連条例を整理再編する必要性から、鯖江市環境市民条例および鯖江市公害防止条例を制定した。

鯖江市環境市民条例（平成13年12月25日 鯖江市条例第25号）

平成14年4月1日施行

（改正 平成22年 9月28日条例第13号）

平成22年12月1日施行

（条例前文）

環境基本条例の基本理念にのっとり、市民が健康で文化的な生活を確保するため、地球環境、自然環境および生活環境の保全に関し必要な事項を定め、市民、民間団体、事業所および市が一体となり、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を形成することを目的とする。

鯖江市公害防止条例（平成13年12月25日 鯖江市条例第26号）

平成14年4月1日施行

（条例前文）

環境基本条例の基本理念にのっとり、公害の防止に関する事業所、市および市民の責務を明らかにするとともに、公害の防止に基本的事項その他の必要な事項を定め、市民の健康で安全かつ快適な生活環境を保全することを目的とする。

5 鯖江市廃棄物の減量化、資源化および適正処理等に関する条例

（平成5年3月26日 鯖江市条例第1号） 平成5年4月1日施行

本市では平成4年度より本格的な分別（5大区分12分別）を開始したことに伴い、より一層のごみの減量化・資源化の推進、生活環境の清潔保持、まちの美化の推進等を図るために「鯖江市廃棄物の減量化、資源化および適正処理等に関する条例」を制定した。

6 鯖江市環境審議会

鯖江市環境基本条例の施行に伴い、本市の環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、鯖江市環境審議会設置条例に基づき平成9年10月に設置した。前身は鯖江市公害対策協議会、鯖江市公害対策審議会、鯖江市環境保全対策審議会である。平成22年度の鯖江市環境審議会は、22名の方に委員を委嘱しており、開催状況は、次のとおりである。

開催日	区分	審議内容等
平成22年5月18日	全体会	・委嘱式
平成22年6月16日	専門部会	・電気めっき工場との間における環境保全協定書の見直しについて ・鯖江市とウラセ(株)との間における環境保全協定書の一部改定について
平成22年7月28日	全体会	・環境審議会への諮問案件の見直しについて ・空き缶等ポイ捨てに対する防止対策のあり方について
答申日		答申内容等
平成22年7月28日		・空き缶のポイ捨て等に対する防止対策のあり方について

表 2-1-6-1 審議会の開催状況

7 鯖江市ごみ問題懇話会

本市におけるごみの減量化および資源化を図るため、平成3年6月に設置した。市民・事業者・学校教育・学識経験者の代表20人の委員で構成されている。

平成22年度における開催状況は、次のとおりである。

表 2-1-7-1 懇話会の開催状況

開催日	審議内容等
平成22年6月16日	・鯖江市環境市民条例改定について ・第6期鯖江市分別収集計画について ・その他プラスチック容器包装の分別排出方法変更について ・平成21年度鯖江市のごみ収集の現状について